

## 農福連携プロジェクトチーム 設置要綱

### (目的)

第1条 農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促すことにより、「農業・農村における課題」、「福祉（障害者等）における課題」の解決に向け総合的な推進を図るため、農福連携プロジェクトチームを設置する。

### (所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 農福連携における課題の整理に関すること
- (2) 農福連携における好事例の収集に関すること
- (3) その他農福連携の推進に関すること

### (組織)

第3条 プロジェクトチームは、別表に掲げる者をもって構成する。

### (会議)

第4条 プロジェクトチームは、必要に応じ健康福祉部障害福祉事業課長及び農林水産部担い手支援課長（以下「各課長」という。）が招集する。

- 2 各課長は必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席及び資料の提出等、協力を求めることができる。

### (事務局)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、健康福祉部障害福祉事業課及び農林水産部担い手支援課が処理する。

### (補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は各課長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

別表

農福連携プロジェクトチーム構成員（第3条）

課名
健康福祉部障害福祉事業課
農林水産部担い手支援課
全国農業協同組合連合会千葉県本部
千葉県農業協同組合中央会
千葉県障害者就労事業振興センター
千葉県農業者総合支援センター